

vol.51-01 (通算 574号)

2021年4月号

やどかり

2021年4月15日発行
(毎月1回15日発行)1987年12月19日第三種郵便物認可
発行人 公益社団法人やどかりの里
代表者 増田 一世

〒337-0043 さいたま市見沼区中川562

TEL 048-686-0494

FAX 048-747-7030

URL <https://www.yadokarinosato.org/>

定価 50円(含会費)

2021年度やどかりの里活動方針

誰のいのちも等しく大切にす社会を目指して 共感者を広げる活動づくり

I 私たちを取り巻く状況

2020年～2021年にかけて、新型コロナウイルス(COVID-19)の感染拡大によって、2度にわたる緊急事態宣言が発出され、私たちの行動は制限された。感染が広がることで、医療体制がひっ迫し、医療崩壊の危機と報道された。感染者数は欧米諸国と比べて少ない日本で、なぜ医療崩壊が起こるのか、日本の医療政策の見直しが必要ではないか。そして、COVID-19の感染拡大の中で、経済成長中心、自助、共助を強いる政策によって、生きづらさを抱える人を多数生み出し続けてきたことを露呈した。

2021年は東日本大震災、福島第一原発大事故から10年の節目でもある。災害関連死も含めて1万9,729人のいのちが失われ、未だ家族の元に戻っていない身元不明者2,559人、避難生活を送る人4万1,241人という甚大な被害が今も続いている。しかし、復興五輪、福島第一原発はアンダーコントロールされていると招致を進め、オリンピック開催は人類が

COVID-19を克服した証拠と世界に喧伝した為政者らに失望せざるを得ない。

この10年、地震や豪雨、豪雪などの自然災害が頻発した。しかし、障害や疾患、高齢のために自力の避難が困難な災害弱者への対策はどれだけ前進したのだろうか。災害時に自助、共助ではいのちを救えない人たちがいることを国は自覚すべきだ。

優生保護法は、子どもを持つか持たないかを選択する権利を奪った。傷つけられた身体は元に戻らないが、優生保護法被害裁判は、各地裁で除斥期間(被害を受けてから20年が経過している)を理由に訴えを退けられている。人権の基準値が低下しているのではないか。一方、生活保護基準切り下げ違憲訴訟大阪地裁判決では、「国の判断の過程や手続きは最低限度の生活の具体化という観点から見て誤り、裁量権の逸脱、乱用があり、生活保護法に違反している」と原告に対する支給額の引き下げを取り消した。生活保護制度は、私たちの生活を守る最後の砦であり、この裁判は、この国の社会保障のあり方を問う裁判なのだ。公的責任は後退するばかり、私たちは広くつながりながら、生きる権利を守るために声を上げ、行動していかなくてはならない。